

<補助事業について>

Q1: どういった目的の補助事業ですか。

危険性の高いブロック塀等を除去することで被害を未然に防ぎ、災害等の緊急輸送路、避難路の確保を目的としています。

Q2: ブロック塀等とはどのようなものですか。

コンクリートブロック造の塀、石造、レンガ造その他の組石造による塀等です。

Q3: 新たな塀等とはどのようなものですか。

Q2の回答に示したものの以外の軽量の塀等（フェンス、生垣等）です。なお、花壇などは補助対象外です。

Q4: なぜ道路に面したブロック塀等のみが補助対象なのですか。

ブロック塀等の安全性確保は所有者の責任で行うものですが、歩行者など公共の道路を利用する不特定多数の者の安全を確保することや、災害等の緊急輸送路、避難路の確保という観点から、道路に面したブロック塀等を対象としています。

Q5: 道路は公道ではなく私道でもよいのですか。

国道、県道又は市が管理する道路に限ります。

Q6: コンクリートブロック塀に戻したい。

この事業を利用し工事終了後に補助金を受け取られた場合は、ブロック塀等を設置することはお控えください。